

沖縄県差別のない社会づくり条例

令和5年3月31日条例第13号

沖縄県差別のない社会づくり条例をここに公布する。

沖縄県差別のない社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針等（第7条—第13条）

第1節 基本方針（第7条）

第2節 不当な差別的言動に関する施策（第8条—第12条）

第3節 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策（第13条）

第3章 沖縄県差別のない社会づくり審議会（第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障する日本国憲法の理念とするところでもある。

この理念の下、誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別も受けることなく、自分らしく生きることは、私たちの願いである。

しかしながら、不当な差別を解消するための長年の取組にもかかわらず、依然として、公共の場所やインターネット上で特定の個人又は不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動、性的指向や性自認の多様性についての理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別等が存在しており、私たちは、その解消に向けた取組を、さらに力強く、社会全体で推進していかなければならない。

ここに、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、たゆみない努力を

することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、不当な差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本となる事項を定めること等により、沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）及び沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「不当な差別」とは、不当な差別的言動及び不当な差別的取扱いをいう。

(基本理念)

第3条 不当な差別のない社会の形成は、全ての人々が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不当な差別のない社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めるとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消の取組を推進するとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針等

第1節 基本方針

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
- (2) 不当な差別に関する相談に的確に応ずること。
- (3) 不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

第2節 不当な差別的言動に関する施策

(インターネット上の不当な差別的言動に関する施策)

第8条 県は、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗中傷^{ひぼう}に関する相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策)

第9条 県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとする。

(本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策)

第10条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）の趣旨を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動（本邦外出身者等（本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを煽動^{せん}する不当な差別的言動をいう。次条において同じ。）による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行うものとする。

(本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置)

第11条 知事は、規則で定めるところにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（県の区域内の道路、公園又は広場において行う街頭演説、集団示威運動又は集団行進その他の公共の場所において行う表現行為又はインターネットを利用

して公衆の閲覧に供することにより行う表現行為をいう。以下この条において同じ。)が行われた旨の申出があった場合その他本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがある場合において、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認めるときは、その旨を人権侵犯事件に係る事務を所管する国の行政機関に通知するとともに、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称をインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認めるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の申出に係る表現活動が明らかに本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないものであるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(表現の自由等への配慮)

第12条 前条の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第3節 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策

第13条 県は、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な性的指向及び性自認があること並びに性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について県民の理解の増進を図るために、学校、職域その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動
- (2) 性的指向及び性自認に関する相談の実施及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるほか、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るために必要な施策

第3章 沖縄県差別のない社会づくり審議会

第14条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県差別のない社会づくり審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（財政上の措置）

第15条 県は、不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（検討）

2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。